

秋田市公報

あきだ

第1141号

令和2年2月10日
毎月10日発行

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

—— 目 次 ——

農 委 規 則

- 秋田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規則の一部を改正する規則（第1号） 1

上下水道局管理規程

- 秋田市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程（第1号） 2

上下水道局訓令

- 秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令（第1号） 2

告 示

- 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について（第1号） 3

- 指定居宅サービス事業者および指定居宅介護支援事業者の指定について（第2号） 3

- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第3号） 3

- 子ども・子育て支援法による特定地域型保育事業者の確認について（第4号） 3

- 平成31年度介護保険料納入通知書の公示送達について（第5号） 4

- 平成31年度分介護保険料督促状の公示送達について（第6号） 4

- 令和元年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第7号） 4

- 秋田市議会臨時会の招集について（第8号） 4

- 市道の路線の廃止について（第9号） 4

- 市道路線の認定について（第10号） 4

- 道路の区域決定および供用開始について（第11号） 4

- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第12号） 5

- 住民票の職権消除について（第13号） 5

- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第14号） 5

- 介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定および廃止について（第15号） 5

- 医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の廃止について（第16号） 5

- 医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の指定について（第17号） 6

- 子ども・子育て支援法による特定子ども・子育て支援施設等の確認について（第18号） 6

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第1号） 6

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第1号） 6

上下水道局告示

- 指定給水装置工事事業者の休止について（第1号） 6

- 指定給水装置工事事業者の廃止について（第2号） 6

- 指定給水装置工事事業者の指定について（第3号） 7

- 指定排水設備工事事業者の指定について（第4号） 7

- 指定給水装置工事事業者の休止および廃止について（第5号） 7

- 指定排水設備工事事業者の廃止について（第6号） 7

公 告

- 一般競争入札の実施について 7

- 許可した開発行為に関する工事の完了について 8

- 許可した開発行為に関する工事の完了について 8

- 建築基準法による道路の指定について 8

- 秋田県取用委員会からの土地取用法施行令による通知について 9

- 農用地利用集積計画の策定について 9

- 財政報告書の公表について 9

農 委 規 則

秋田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年1月20日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉秋

秋田市農業委員会規則第1号

秋田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規則（平成28年秋田市農業委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2区域の項および第3区域の項を次のように改める。

第2区域 次に掲げる地区

(1) 旭川地区、泉地区、保戸野地区、新藤田地区、手形地区、濁川地区、添川地区、山内地

	区および仁別地区 (2) 広面地区、檜山地区、柳田地区、東通地区、南通地区、中通地区および千秋地区 (3) 外旭川地区 (4) 太平地区 (5) 下北手地区、横森地区および桜地区
第3区域	次に掲げる地区 (1) 下浜地区 (2) 新屋地区、勝平地区、旭南地区、川尻地区、川元地区、山王地区および浜田地区 (3) 豊岩地区 (4) 四ツ小屋地区、御所野地区および御野場地区 (5) 仁井田地区、大住地区、牛島地区、茨島地区および卸町地区 (6) 上北手地区および南ヶ丘地区

附 則

この規則は、令和2年7月20日から施行する。

上下水道局管理規程

秋田市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年1月6日

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根男

秋田市上下水道局管理規程第1号

秋田市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局職員の育児休業等に関する規程（平成4年秋田市水道事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次項」を「第3項」に改め、同条第3項中「している職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項第2号中「（昭和25年法律第261号）」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、育児休業をしている地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の期末手当の支給については、秋田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年秋田市条例第6号。以下「育児休業条例」という。）の適用を受ける会計年度任用職員の例による。

第7条中「した職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第8条中「した職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加え、「秋田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年秋田市条例第6号。以下「育児休業条例」という。）の全部の適用を受ける職員」を「育児休業条例の適用を受ける職員（会計年度任用職員を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 育児休業をした会計年度任用職員の退職手当の期間の計算については、育児休業条例の適用を受ける会計年度任用職員の例による。

第12条中「の全部」を削る。

第14条第1項中「始期」の次に「（非常勤職員（地方公務員法

第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下同じ。）にあっては、3歳）」を加え、同条第2項各号を次のように改める。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 秋田市上下水道局に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数および勤務日ごとの勤務時間を考慮して管理者が定める非常勤職員

第15条第1項中「勤務時間」の次に「（非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」を加え、同条第2項中「を承認されている職員」を「又は秋田市上下水道局職員就業規程（昭和31年秋田市水道ガス局訓令第10号）第24条第1項の規定により適用する秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年秋田市条例第4号）第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前2項に定めるもののほか、非常勤職員に対する部分休業の承認については、育児休業条例の適用を受ける非常勤職員の例による。

第20条中「の全部」を削る。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

上下水道局訓令**秋田市上下水道局訓令第1号**

上 下 水 道 局
関 係 各 所

秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年1月6日

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根男

秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令

秋田市上下水道局職員就業規程（昭和31年秋田市水道ガス局訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下この条において「法」という。）」を「職員（非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員および同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下この条において同じ。）は、同法」に改め、同条第2項中「法」を「地方公務員法」に改める。

第4章中第24条の次に次の1条を加える。

（会計年度任用職員の勤務時間、休暇等）

第24条の2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員である職員の勤務時間、休暇等については、第17条から前条までの規定にかかわらず、秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年秋田市規則第21号）の適用を受ける同規則第1条の会計年度任用職員の例による。

第26条の見出し中「、効果」を「および効果」に改め、同条中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第3項の規定に基く職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び」を「地方

公務員法第28条第3項の規定に基づく職員の意に反する降任、免職および休職の手続ならびに」に改める。

第27条の見出し中「、効果」を「および効果」に改め、同条中「及び効果について」を「および効果について」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同条例第3条中「1日以上6月以下給料（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年秋田市条例第22号）第2条第1項第1号に規定する基本報酬）」とあるのは「1日以上6月以下給料」とする。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第1号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

令和2年1月7日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
のとやメディカルサービス有限会社	のとやメディカル	秋田市泉東町8番59号	令和元年12月31日	福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売
株式会社サクラエージェンシー	ケアサービス・サクラ	秋田市川尻上野町1番56号	令和元年12月31日	訪問介護
株式会社サクラエージェンシー	ケアプラン・サクラ	秋田市川尻上野町1番56号	令和元年12月31日	居宅介護支援
有限会社ケアサービスおちあい	ケアプランセンター彩べえいいじま	秋田市飯島字飯島水尻501番地1	令和元年12月31日	居宅介護支援

秋田市告示第2号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第79条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第85条の規定により告示する。

令和2年1月7日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
有限会社ケアポート秋田	ケアポート秋田訪問介護事業所	秋田市山王沼田町2番41号	令和2年1月1日	訪問介護
有限会社ケアポート秋田	ケアポート秋田居宅介護支援事業所	秋田市山王沼田町2番41号	令和2年1月1日	居宅介護支援

秋田市告示第3号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和2年1月9日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

- ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 5台
- イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和元年12月7日から同月21日まで

(3) 返還を行う時間および場所

- ア 時間 午前10時から午後7時まで
- イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和2年1月9日から同年7月9日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有权の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第4号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項の規定に基づき、特定地域型保育事業者を次のとおり確認したので、同法第53条の規定により告示する。

令和2年1月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 地域型保育事業の種類、当該特定地域型保育事業所の名称および所在地ならびに当該特定地域型保育事業者の名称
- (1) 事業の種類
小規模保育事業
 - (2) 事業所の名称
こまちベビー園
 - (3) 事業所の所在地
秋田市中通七丁目1番2-3号
 - (4) 事業者
学校法人山王学園
- 2 1に掲げる事業所を確認した年月日
令和2年1月1日

秋田市告示第5号

次の介護保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年1月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成31年度介護保険料納入通知書

秋田市告示第6号

次の介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年1月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成31年度分介護保険料督促状

秋田市告示第7号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年1月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和元年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第8号

令和2年1月23日市議会議事堂に秋田市議会臨時会を招集する。
令和2年1月16日
秋田市長 穂 積 志
付議事件
秋田市副市長の選任について同意を求める件

秋田市告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止するので、同法第10条第3項において準用する同法第9条の規定により告示する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和2年1月21日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の供用廃止の区間

整理番号	路線名	起 点 終 点	備考
60358	浜稻場2号線	下浜羽川字浜稻場109番地先 下浜羽川字浜稻場122番11地先	

2 縦覧期間

令和2年1月21日から同年2月7日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和2年1月21日

秋田市長 穂 積 志

1 認定路線

整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
21014	南通築地13号線	南通築地98番9地先 南通築地98番7地先	

2 縦覧期間

令和2年1月21日から同年2月7日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和2年1月21日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

整理番号	路線名	起 点 終 点	延長 (メー トル)	幅員 (メー トル)
21014	南通築地13号線	南通築地98番9地先 南通築地98番7地先	44.10	6.00

2 縦覧期間

令和2年1月21日から同年2月7日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和2年1月21日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

秋田市東町内会

2 認可年月日

平成9年4月7日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 石塚 郁郎

秋田市河辺岩見字東84番地

変更後 石塚 肇

秋田市河辺岩見字東32番地2

4 変更年月日

令和2年1月2日

5 変更の理由

役員改選による

秋田市告示第13号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年1月24日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市横森二丁目18番7号 タウニイ 立花202	田 中 智 彦

(教示)

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条の規定により、秋田市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、行政事件訴訟法第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田市を被告として（秋田市長が被告の代表となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

秋田市告示第14号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年1月24日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

国民健康保険税督促状

3 通知年度、賦課年度および期別

別紙（省略）のとおり

秋田市告示第15号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年1月28日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所 在 地	指 定 年月日
ケアポート秋田 居宅介護支援事業所	秋田市山王沼田町2番41号	令和2年 1月1日
ケアポート秋田 訪問介護事業所	秋田市山王沼田町2番41号	令和2年 1月1日
有限会社小町堂 薬局	秋田市御野場二丁目13番11号	令和2年 2月1日

2 廃止

事業所名称	所 在 地	廢 止 年月日
ケアサービス・ サクラ	秋田市川尻上野町1番56号	令和元年 12月31日
ケアプラン・サ クラ	秋田市川尻上野町1番56号	令和元年 12月31日
のとやメディカ ル	秋田市泉東町8番59号	令和元年 12月31日
「わかば」訪問 看護ステーショ ンあらや	秋田市新屋扇町9番27号	令和2年 1月31日

秋田市告示第16号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法

律第30号) 第14条第4項においてその例による場合を含む。) の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年1月28日

秋田市長 穂 積 志

事業所名称	所 在 地	廢 止 年月日
須藤医院	秋田市広面字樋口18番地15	令和元年 12月31日
松木歯科クリニック	秋田市牛島東六丁目2番9号	令和2年 1月31日
佐藤歯科クリニック	秋田市手形休下町9番40号	令和2年 1月18日
「わかば」訪問看護ステーションあらや	秋田市新屋扇町9番27号	令和2年 1月31日

秋田市告示第17号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年1月28日

秋田市長 穂 積 志

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年月日
中林 俊也	こころも治療院 秋田	秋田市東通仲町5番31号 1F	令和2年 2月1日

秋田市告示第18号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第58条の2の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等を次のとおり確認したので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和2年1月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所(以下「施設等」という。)の名称および所在地ならびに子ども・子育て支援施設等の種類
 - (1) 特定子ども・子育て支援提供者の名称
学校法人山王学園
 - (2) 施設等の名称
こまちベビー園
 - (3) 施設等の所在地
秋田市中通七丁目1番2-3号
 - (4) 子ども・子育て支援施設等の種類
一時預かり事業
- 2 1に掲げる特定子ども・子育て支援施設等を確認した年月日
令和2年1月1日

教 委 告 示

秋田市教委告示第1号

令和2年1月24日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和2年1月22日

秋田市教育委員会
教育長 佐 藤 孝 哉

農 委 告 示

秋田市農委告示第1号

令和2年1月17日午後2時30分秋田市役所6-A会議室に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和2年1月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件(1件)
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件(3件)
- 3 農用地利用集積計画(平成31年度第10号)に関する件
- 4 令和2年度秋田市農作業標準受委託料の設定に関する件
- 5 秋田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規則の一部改正に関する件
- 6 農業委員会の法令遵守の申合せ決議に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第1号

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の休止の届出を受理したので、秋田市水道事業給水条例施行規程(昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号)第8条の3第2号の規定により告示する。

令和2年1月14日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

1 指定給水装置工事事業者の休止

事業者名	代表者	所在地
株式会社丸伊商店	高田正子	秋田市東通一丁目2番1号

2 休止年月日

令和元年12月19日

秋田市上下水道局告示第2号

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市水道事業給水条例施行規程(昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号)第8条の3第2号の規定により告示する。

令和2年1月14日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

1 指定給水装置工事事業者の廃止

事業者名	代表者	所在地
有限会社山田政一商店	山田 和人	大館市中道一丁目4番1号

2 廃止年月日

令和元年12月31日

秋田市上下水道局告示第3号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

令和2年1月24日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

1 指定給水装置工事事業者の指定

事業者名	代表者	所在地
株式会社遠藤設備	遠藤 剛志	南秋田郡井川町今戸字繩手添83番地

2 指定年月日

令和2年1月14日

秋田市上下水道局告示第4号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

令和2年1月24日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

1 指定排水設備工事業者の指定

業者名	代表者	所在地
株式会社遠藤設備	遠藤 剛志	南秋田郡井川町今戸字繩手添83番地

2 指定年月日

令和2年1月14日

秋田市上下水道局告示第5号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の休止および廃止の届出を受理したので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第4号の規定により告示する。

令和2年1月27日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

1 指定給水装置工事事業者の休止

事業者名	代表者	所在地	休止年月日
株式会社天野コーポレーション	天野 好 視	潟上市天王字長沼144番地99	令和元年12月31日

2 指定給水装置工事事業者の廃止

事業者名	代表者	所在地	廃止年月日
株式会社ワタナベ水道	越後 宏司	湯沢市若葉町10番23号	令和元年12月31日

秋田市上下水道局告示第6号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

令和2年1月27日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

業者名	代表者	所在地	廃止年月日
モリヤ電建株式会社	守屋 栄八	秋田市保戸野桜町20番1号	令和元年10月31日
株式会社天野コーポレーション	天野 好 視	潟上市天王字長沼144番地99	令和元年10月31日

公 告

秋田市公告

市有地の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和2年1月15日

秋田市長 穂 積 志

1 売払物件の表示

	所在地	地目	面積	最低入札価格
1	秋田市茨島六丁目319番23	宅地	213.46m ²	5,956,000円
2	秋田市河辺北野田高屋字黒沼下堤下20番14	宅地	1,019.00m ²	11,617,000円
3	秋田市河辺三内字野崎35番24	宅地	433.48m ²	2,848,000円
4	秋田市河辺三内字野崎35番26他1筆	宅地・雑種地	452.63m ²	2,974,000円

2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ならびに同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者でその事案があった後2年を経

過しない者およびその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者
イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

3 入札の場所および日時

(1) 場所

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市役所5階 第3委員会室

(2) 入札

令和2年2月14日（金）午前10時
(入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで)

(3) 開札

入札締切後直ちに開札

4 入札心得書および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部財産管理活用課

5 入札保証金

- (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。
- (2) 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に充当することができる。
- (3) 落札者が定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

6 入札無効に関する事項

- (1) 郵便による入札は認めないものとする。
- (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に、売買契約書により契約を締結しなければならない。

8 契約保証金

- (1) 契約者は、契約締結後直ちに契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。
- (2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

9 売払代金

契約者は、契約締結後30日以内に、売払代金を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

10 売払物件の説明日時および場所

(1) 秋田市茨島六丁目319番23

ア 日時
令和2年1月30日（木）午前10時から

イ 集合場所
現地

(2) 秋田市河辺北野田高屋字黒沼下堤下20番14

ア 日時
令和2年1月30日（木）午前11時30分から

イ 集合場所
現地

(3) 秋田市河辺三内字野崎35番24

ア 日時
令和2年1月30日（木）午後1時30分から

イ 集合場所
現地

(4) 秋田市河辺三内字野崎35番26他1筆

ア 日時
令和2年1月30日（木）午後1時30分から

イ 集合場所
現地

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和元年7月8日付け秋田市指令第4152号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和2年1月21日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市東通八丁目1番2号

マスターピース不動産株式会社

代表取締役 佐藤美希

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市新屋前野町73番3の内、74番、75番、76番、80番および80番地先水路

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和元年7月24日付け秋田市指令第4425号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和2年1月21日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市飯島字平右衛門尻247番地2

秋田林業ホーム株式会社

代表取締役 鈴木秀秋

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市大住三丁目278番および278番地先道水路

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

令和2年1月23日

秋田市長 穂 積 志

1 申請者の住所および氏名

秋田県潟上市天王字上江川47番地252

株式会社西友ハウス

代表取締役 西村伸平

2 道路位置指定箇所

秋田市浜田字館ノ前132番1および132番1地先水路

3 道路幅員

6.00～6.01メートル

4 道路延長

27.91メートル

5 指定年月日および番号

令和2年1月23日 第6号

秋田市公告

秋田県収用委員会から土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第2項の規定に基づく通知があったので、同施行令第5条第4項の規定に基づき、公告する。

令和2年1月24日

秋田市長 穂 積 志

1 事件名

一級河川雄物川水系雄物川中流部改修工事（新波築堤・左岸：秋田県秋田市雄和女米木字高麗沢地内から同市雄和新波字新町地内まで）に係る土地収用事件（令和元年秋収委第56号及び第57号）

2 通知書の名称

令和2年1月23日付け秋収委-70「審理の開始について（通知）」

3 通知を受けるべき者

秋田県秋田市雄和新波字下モ野179番の土地の所有者

(1) 岡 部 修 二

住所および居所不明（ただし、戸籍附票上の住所は、東京都福生市東町13番地7 細済ビル103号室）

(2) 藤 山 仁 子

住所および居所不明（ただし、戸籍附票上の住所は、メキシコ合衆国ハリスコ州グアダラハラ市）

4 公示による通知に係る掲示および掲載の事実

(1) 掲示されている場所

秋田県掲示場（秋田県庁正面玄関前）

(2) 掲示を始めた年月日

令和2年1月24日

(3) 掲載される公報

令和2年1月31日付けの秋田県公報

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成31年度第10号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和2年1月27日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

財政報告書の作成および公表に関する条例（平成7年秋田市条例第48号）第2条第1項の規定により財政報告書の公表を行うので、同条例第4条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和2年1月31日

秋田市長 穂 積 志

I 平成30年度決算の状況

1 歳入・歳出の決算状況

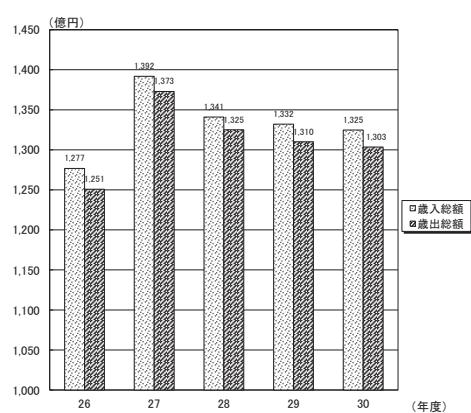
(1) 一般会計

(① 決算収支の状況)

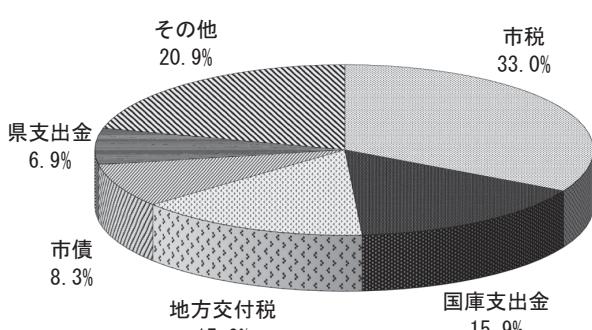
(単位：千円)

区分	平成30年度(A)	平成29年度(B)	比較増減(A)-(B)
歳入	132,465,718	133,212,199	△ 746,481
歳出	130,248,109	130,976,976	△ 728,867
歳入歳出差引	2,217,609	2,235,223	△ 17,614
実質収支	1,432,035	1,505,709	△ 73,674
単年度収支	△ 73,674	52,715	△ 126,389
実質単年度収支	△ 721,118	△ 1,103,712	382,594

(② 決算収支の推移)



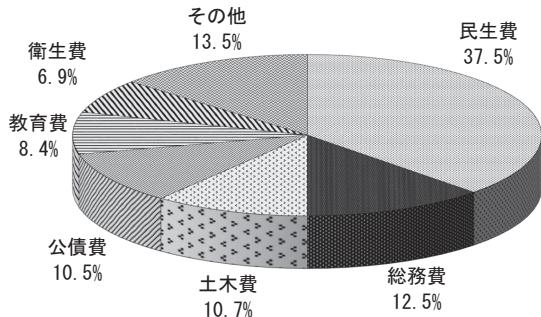
(③ 歳入の決算状況)



(単位：千円、%)

区分	平成30年度		平成29年度		比較増減 (A)-(B)	増減率
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比		
市 税	43,736,251	33.0	43,631,565	32.7	104,686	0.2
地 方 譲 与 税	974,086	0.7	965,941	0.7	8,145	0.8
利 子 割 交 付 金	69,197	0.1	78,390	0.1	△ 9,193	△ 11.7
配 当 割 交 付 金	73,790	0.1	103,865	0.1	△ 30,075	△ 29.0
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	66,246	0.1	97,293	0.1	△ 31,047	△ 31.9
地 方 消 費 税 交 付 金	6,391,758	4.8	6,247,913	4.7	143,845	2.3
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	57,480	0.0	56,832	0.0	648	1.1
自 動 車 取 得 税 交 付 金	180,416	0.1	175,615	0.1	4,801	2.7
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	4,154	0.0	4,615	0.0	△ 461	△ 10.0
地 方 特 例 交 付 金	240,346	0.2	207,745	0.2	32,601	15.7
地 方 交 付 税	19,832,757	15.0	20,935,444	15.7	△ 1,102,687	△ 5.3
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	62,571	0.0	67,186	0.0	△ 4,615	△ 6.9
分 担 金 及 び 負 担 金	1,190,464	0.9	1,272,765	1.0	△ 82,301	△ 6.5
使 用 料 及 び 手 数 料	2,341,370	1.8	2,361,284	1.8	△ 19,914	△ 0.8
国 庫 支 出 金	21,021,738	15.9	21,522,312	16.2	△ 500,574	△ 2.3
県 支 出 金	9,199,186	6.9	9,179,762	6.9	19,424	0.2
財 産 収 入	398,236	0.3	342,034	0.3	56,202	16.4
寄 附 金	161,503	0.1	151,571	0.1	9,932	6.6
繰 入 金	4,450,041	3.4	4,961,750	3.7	△ 511,709	△ 10.3
繰 越 金	2,235,223	1.7	1,648,333	1.2	586,890	35.6
諸 収 入	8,810,505	6.6	7,446,084	5.6	1,364,421	18.3
市 債	10,968,400	8.3	11,753,900	8.8	△ 785,500	△ 6.7
合 計	132,465,718	100.0	133,212,199	100.0	△ 746,481	△ 0.6

④ 歳出目的別の決算状況

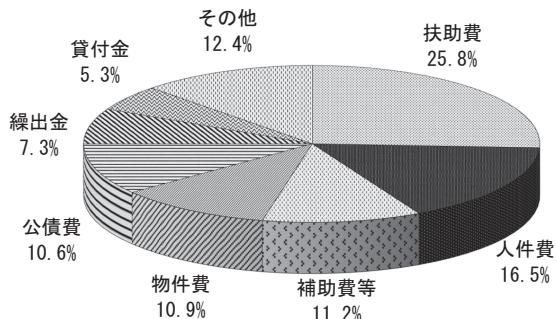


(単位：千円、%)

区分	平成30年度		平成29年度		比較増減 (A)-(B)	増減率
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比		
議 会 費	722,313	0.6	719,308	0.5	3,005	0.4
総 務 費	16,325,899	12.5	18,866,167	14.4	△ 2,540,268	△ 13.5
民 生 費	48,870,123	37.5	48,952,208	37.4	△ 82,085	△ 0.2
衛 生 費	8,935,889	6.9	8,363,491	6.4	572,398	6.8
労 働 費	528,976	0.4	483,035	0.4	45,941	9.5
農 林 水 産 業 費	2,628,566	2.0	3,165,886	2.4	△ 537,320	△ 17.0
商 工 費	8,589,784	6.6	6,969,620	5.3	1,620,164	23.2
土 木 費	13,974,155	10.7	14,314,019	10.9	△ 339,864	△ 2.4
消 防 費	3,869,185	3.0	3,800,104	2.9	69,081	1.8
教 育 費	10,929,455	8.4	11,008,931	8.4	△ 79,476	△ 0.7
災 害 復 旧 費	1,131,220	0.9	643,373	0.5	487,847	75.8
公 債 費	13,742,544	10.5	13,690,834	10.5	51,710	0.4
諸 支 出 金	-	-	-	-	0	-

予 備 費	—	—	—	—	0	—
合 計	130,248,109	100.0	130,976,976	100.0	△ 728,867	△ 0.6

(5) 歳出性質別の決算状況



(単位：千円、%)

区分	平成30年度		平成29年度		比較増減 (A)-(B)	増減率
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比		
人 件 費	21,450,225	16.5	22,104,070	16.9	△ 653,845	△ 3.0
物 件 費	14,228,913	10.9	14,278,033	10.9	△ 49,120	△ 0.3
維 持 補 修 費	1,414,050	1.1	2,391,417	1.8	△ 977,367	△ 40.9
扶 助 費	33,622,728	25.8	33,581,564	25.6	41,164	0.1
補 助 費 等	14,578,022	11.2	14,022,332	10.7	555,690	4.0
消 費 的 経 費 計	85,293,938	65.5	86,377,416	65.9	△ 1,083,478	△ 1.3
補 助 事 業	6,058,829	4.6	6,198,514	4.8	△ 139,685	△ 2.3
单 独 事 業	4,207,869	3.2	5,791,583	4.4	△ 1,583,714	△ 27.3
県 営 事 業 負 担 金	225,255	0.2	152,926	0.1	72,329	47.3
受 託 事 業 費	—	—	—	—	0	—
災 害 復 旧 事 業	1,131,220	0.9	651,392	0.5	479,828	73.7
投 資 的 経 費 計	11,623,173	8.9	12,794,415	9.8	△ 1,171,242	△ 9.2
公 債 費	13,742,544	10.6	13,690,834	10.5	51,710	0.4
積 立 金	2,128,232	1.6	2,082,739	1.6	45,493	2.2
投 資 及 び 出 資 金	1,099,733	0.8	1,172,230	0.9	△ 72,497	△ 6.2
貸 付 金	6,897,278	5.3	6,058,039	4.6	839,239	13.9
繰 出 金	9,463,211	7.3	8,801,303	6.7	661,908	7.5
予 備 費	—	—	—	—	0	—
合 計	130,248,109	100.0	130,976,976	100.0	△ 728,867	△ 0.6

(2) 特別会計

(単位：千円)

会 計	歳入決算額 (A)	歳出決算額 (B)	歳入歳出 差引額 (C)=(A)-(B)	翌年度への 繰越財源 (D)	実質収支額 (E)=(C)-(D)	前 年 度 実質収支 (F)	単年度 収 支 (E)-(F)
土 地 区 画 整 理 会 計	2,549,080	2,290,480	258,600	30,231	228,369	102,433	125,936
市 有 林 会 計	190,497	173,572	16,925	—	16,925	8,780	8,145
市 営 墓 地 会 計	105,394	92,651	12,743	—	12,743	5,202	7,541
中 央 卸 壣 市 場 会 計	66,464	65,438	1,026	—	1,026	1,026	0
公 設 地 方 卸 壣 市 場 会 計	429,628	427,628	2,000	—	2,000	2,000	0
大 森 山 動 物 園 会 計	543,880	541,179	2,701	2,700	1	1	0
廃 物 発 電 会 計	354,252	209,423	144,829	144,828	1	1	0
病 院 事 業 債 管 理 会 計	863,827	863,827	0	—	0	0	0
学 校 給 食 費 会 計	1,235,228	1,234,676	552	—	552	455	97
国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	31,417,112	30,969,801	447,311	—	447,311	1,443,777	△ 996,466
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	103,018	78,877	24,141	—	24,141	60,442	△ 36,301
介 護 保 険 事 業 会 計	30,579,505	29,884,076	695,429	—	695,429	626,718	68,711
後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	3,492,968	3,457,056	35,912	—	35,912	29,466	6,446

合	計	71,930,853	70,288,684	1,642,169	177,759	1,464,410	2,280,301	△ 815,891
---	---	------------	------------	-----------	---------	-----------	-----------	-----------

2 住民負担の状況

平成30年度決算における住民負担の状況

(単位：円、%)

区分	平成30年度(A)		平成29年度(B)		比較増減 (A)-(B)
	一人当たり 負担額	構成比	一人当たり 負担額	構成比	
市 税	141,925	92.5	140,559	92.3	1,366
市 民 税	64,664	42.2	62,985	41.3	1,679
個 人	50,096	32.7	49,101	32.2	995
法 人	14,568	9.5	13,884	9.1	684
固 定 資 産 税	63,302	41.2	63,675	41.9	△ 373
固 定 資 産 税	62,599	40.8	62,988	41.4	△ 389
国 有 資 産 等 所 在 市 交 付 金	703	0.4	687	0.5	16
軽 自 動 車 税	2,326	1.5	2,205	1.4	121
市 た ば こ 税	6,595	4.3	6,750	4.4	△ 155
鉱 產 税	24	0.0	20	0.0	4
入 湯 税	107	0.1	104	0.1	3
事 業 所 税	4,907	3.2	4,820	3.2	87
分 担 金 及 び 負 担 金	3,863	2.5	4,100	2.7	△ 237
使 用 料 及 び 手 数 料	7,598	5.0	7,607	5.0	△ 9
合 計	153,386	100.0	152,266	100.0	1,120

※一人当たり負担額は、各年度末の住民基本台帳人口から算出した。
(平成31年3月31日現在 308,163人、平成30年3月31日現在 310,412人)

3 財産の状況

土地及び建物

(単位：m²)(単位：m²)

区分	土 地			建 物		
	29年度末現在高	30年度中増減高	30年度末現在高	29年度末現在高	30年度中増減高	30年度末現在高
行 政 財 産	10,737,230.53	6,444.89	10,743,675.42	1,079,881.94	△ 2,177.01	1,077,704.93
普 通 財 産	32,189,919.55	△ 19,258.16	32,170,661.39	27,000.42	1,766.00	28,766.42
合 計	42,927,150.08	△ 12,813.27	42,914,336.81	1,106,882.36	△ 411.01	1,106,471.35

山 林

(単位：m²)(単位：m³)

土地の権利区分	面 積			立木の推定蓄積量		
	29年度末現在高	30年度中増減高	30年度末現在高	29年度末現在高	30年度中増減高	30年度末現在高
所 有	10,173,721.88	—	10,173,721.88	639,674.00	24,565.00	664,239.00
分 収	7,001,850.00	—	7,001,850.00	33,522.00	687.00	34,209.00
合 計	17,175,571.88	—	17,175,571.88	673,196.00	25,252.00	698,448.00

物 権

(単位：m²)

区 分	29年度末現在高	30年度中増減高	30年度末現在高
地 上 権	79,975.28	—	79,975.28

無体財産権

(単位：件)

区 分	29年度末現在高	30年度中増減高	30年度末現在高
商 標 権	23	—	23

有価証券

(単位：千円)

区 分	29年度末現在高	30年度中増減高	30年度末現在高
株 券	532,350	△ 137,776	394,574

出資による権利

(単位:千円)

区分	29年度末現在高	30年度中増減高	30年度末現在高
出資証券	8,179,264	138,904	8,318,168
出捐金証書	1,368,915	△ 5,537	1,363,378

4 地方債現在高の状況

(単位:千円)

会計	28年度末現在高	29年度末現在高	30年度中増減額		30年度末現在高
			市債借入額	元金償還額	
一般会計	139,141,208	138,224,299	10,968,400	12,868,003	136,324,696
市有林会計	1,529,933	1,486,800	—	61,627	1,425,173
中央卸売市場会計	41,438	39,600	—	1,763	37,837
公設地方卸売市場会計	689,886	619,916	24,400	67,711	576,605
大森山動物園会計	218,538	172,328	18,500	46,341	144,487
病院事業債管理会計	3,028,620	2,479,792	178,400	669,885	1,988,307
介護保険事業会計	100,000	—	—	—	—
合計	144,749,623	143,022,735	11,189,700	13,715,330	140,497,105

5 公営企業の決算状況

平成30年度秋田市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区分	予算額				合計	決算額	予算額に比べ決算額の増減	備考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合計				
第1款 水道事業収益	7,608,570,000	49,018,000	—	7,657,588,000	7,636,468,959	△ 21,119,041		
第1項 営業収益	6,940,151,000	13,824,000	—	6,953,975,000	6,952,940,928	△ 1,034,072	(うち、消費税及び地方消費税相当分 507,590,775円)	
第2項 営業外収益	668,417,000	△ 18,505,000	—	649,912,000	645,196,606	△ 4,715,394	(1,908,833円)	
第3項 特別利益	2,000	53,699,000	—	53,701,000	38,331,425	△ 15,369,575		

支出

区分	予算額							合計	決算額	地公営企業法第26条第2項の規定による越額	不用額	備考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小計	地方公営企業法第26条第2項の規定等による繰越額					
第1款 水道事業費用	6,946,円 353,000	△ 196,円 796,000	円—	円—	円— 557,000	6,749,円 894,000	33,円 451,000	6,783,円 147,024	6,542,円 16,649,000	224,円 654,976		
第1項 営業費用	6,387,円 899,000	△ 189,円 581,000	—	—	—	6,198,円 318,000	33,円 894,000	6,232,円 212,000	6,026,円 590,178	16,649,000	188,972,822	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 186,480,407円)
第2項 営業外費用	540,円 459,000	6,424,000	—	—	—	546,円 883,000	—	546,円 883,000	514,円 805,122	—	32,077,878	
第3項 特別損失	16,195,000	△ 13,639,000	—	—	—	2,556,000	—	2,556,000	751,724	—	1,804,276	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 14,223円)
第4項 予備費	1,800,000	—	—	—	—	1,800,000	—	1,800,000	—	—	1,800,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区分	予 算 額						決算額	予算額に比べ決算額の増減	備考
	当初予算額	補正予算額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費遅次繰越額に係る財源充当額	合計			
第1款 資本的収入	円 1,721,710,000	△ 77,868,000	円 1,643,842,000	円 83,596,000	円 -	円 1,727,438,000	円 1,609,801,298	円 △ 117,636,702	
第1項 企業債	1,131,400,000	△ 42,500,000	1,088,900,000	64,600,000	-	1,153,500,000	1,083,400,000	△ 70,100,000	翌年度繰越額 70,100,000円
第2項 出資金	127,013,000	4,400,000	131,413,000	-	-	131,413,000	106,013,000	△ 25,400,000	" 25,400,000円
第3項 補助金	151,750,000	△ 9,000,000	142,750,000	18,996,000	-	161,746,000	144,156,000	△ 17,590,000	" 14,000,000円
第4項 固定資産売却代金	1,000	13,889,000	13,890,000	-	-	13,890,000	819,913	△ 13,070,087	(うち、消費税及び地方消費税相当分 2,560円)
第5項 負担金及び寄附金	311,546,000	△ 44,657,000	266,889,000	-	-	266,889,000	275,412,385	8,523,385	(うち 16,540,800円) (翌年度繰越額 10,339,000円)

支 出

区分	予 算 額						決算額	翌年度繰越額		備考
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費遅次繰越額		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費遅次繰越額	
第1款 資本的支出	円 4,516,702,000	△ 331,297,000	円 -	円 4,185,405,000	円 221,105,000	円 -	円 4,406,510,000	円 4,115,763,691	円 173,424,000	円 173,424,000 117,322,309
第1項 建設改良費	3,085,087,000	△ 343,233,000	-	2,741,854,000	221,105,000	-	2,962,959,000	2,672,217,669	173,424,000	- 173,424,000 117,317,331 (うち、消費税及び地方消費税相当分 186,453,681円)
第2項 企業債償還金	1,431,615,000	-	-	1,431,615,000	-	-	1,431,610,689	1,431,610,689	-	- 4,311
第3項 国庫補助金返還金	-	11,936,000	-	11,936,000	-	-	11,936,000	11,935,333	-	- 667

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,505,962,393円は、当年度分消費税及び地方消費税資本の収支調整額169,319,537円、減債積立金645,228,810円及び過年度分損益勘定留保資金1,691,414,046円で補てんした。

平成30年度秋田市水道事業報告書

1 概況

(1) 総括事項

(イ) 給水状況

年度末における給水世帯数は135,295世帯、給水人口は304,077人で、前年度に比較しそれぞれ571世帯の増加、2,095人の減少となっております。また、普及率は前年度と同率の99.4%、年間総配水量は35,342,269m³、一日最大配水量は109,353m³（30年7月30日）、施設能力に対する最大稼働率は55.5%となっております。

年間有収水量は32,502,978m³、有収率は92.0%となり前年度と比較し0.2ポイント減少しております。

(ロ) 工事状況

配水管整備事業は、2,415,126千円の事業費をもって、河辺および下新城地区ほか総延長 28,680.2m の配水管布設、布設替工事および配水幹線整備を実施しております。

また、施設改良事業では188,668千円の事業費をもって、豊岩浄水場管理本館空調設備更新工事等を施工しております。

(ハ) 財政状況

収入では、経営の根幹をなす給水収益が、前年度と比較して0.9%の減となったことなどにより、前年度比0.3%減の7,126,969千円となっております。

支出では、給水費の増などにより、前年度比6.1%増の6,209,506千円となっております。

この結果、917,463千円の純利益が生じ、全額を利益剰余金に計上しております。

今後は、経営の根幹をなす給水収益が人口減少や節水などにより、中長期的に減少傾向となることが確実視される状況の中で、安全な水道水を安定的に供給できるよう老朽化した基幹施設の更新、管路の耐震化などの措置を講じていく必要があるため、厳しい経営環境となることが予測されます。このため、秋田市上下水道事業基本計画に基づき、適切な事業選択や効率的な運営など、事業の健全経営の維持に向け努めてまいります。

(2) 議会議決事項

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日
第127号	平成29年度秋田市水道事業会計決算認定の件	平成年月日 30. 9. 4	平成年月日 30. 9. 28
第160号	平成30年度秋田市水道事業会計補正予算(第1号)の件	30. 11. 28	30. 12. 20
第163号	秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する件	30. 12. 7	30. 12. 20
第164号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	30. 12. 7	30. 12. 20
第 15号	平成31年度秋田市水道事業会計予算の件	31. 2. 18	31. 3. 19
第 28号	平成30年度秋田市水道事業会計補正予算(第2号)の件	31. 2. 18	31. 3. 6
第 45号	秋田市小規模水道施設条例の一部を改正する件	31. 2. 18	31. 3. 19
第 62号	秋田市水道事業給水条例の一部を改正する件	31. 2. 18	31. 3. 19
第 65号	秋田市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する件	31. 2. 18	31. 3. 19
第 67号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	31. 2. 18	31. 3. 19
第 79号	秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する件	31. 2. 18	31. 3. 19
第 94号	秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件	31. 3. 6	31. 3. 19

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	申 請 先	件 名	認 可 年 月 日
平成年月日 30. 9. 28 31. 3. 8	秋田県知事 秋田県知事	平成30年度起債同意申請 平成30年度起債同意申請	平成年月日 同意 30. 10. 10 同意 31. 3. 19

(4) 職員に関する事項

管 理 者	事 務 職 員	技 術 職 員	計
	主 事	技 師	
1人	26人	94人	121人 (うち資本勘定支弁職員17人)

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

該当事項なし

2 工 事

(1) 建設工事の概況

(イ) 配水管布設 河辺地区(河辺戸島上祭沢線)ほか
5,808.1 m

(2) 改良工事の概況

(イ) 配水管布設替 下新城地区(下新城笠岡堰場線)ほか
20,700.6 m(ロ) 配水幹線整備 土崎地区(土崎環状線)ほか
2,171.5 m(ハ) 豊岩浄水場管理本館空調設備更新工事ほか
一式

(3) 保存工事の概況

(イ) 配・給水管漏水修理 533 件

(ロ) メーター取替数 25,943 件

(ハ) 計画漏水防止 878.6 km

3 業 務

(1) 業 務 量

給水世帯数 135,295 世帯

給水人口 304,077 人

年間総配水量 35,342,269 m³

一日最大配水量 109,353 m³

一日平均配水量 96,828 m³

有収水量 32,502,978 m³

有収率 92.0 %

送配水管総延長 1,971,129 m

(2) 事業収入に関する事項

科 目	調 定 額	収 入 額	未 収 額	収入比率
	円	円	円	%
営業収益	6,445,350,153 (6,952,940,928)	5,833,234,084 (6,294,481,072)	612,116,069 (658,459,856)	90.5 (90.5)
営業外収益	643,287,851 (645,196,606)	622,247,246 (622,480,858)	21,040,605 (22,715,748)	96.7 (96.5)
特別利益	38,331,425 (38,331,425)	38,331,425 (38,331,425)	0 (0)	100.0 (100.0)
合 計	7,126,969,429 (7,636,468,959)	6,493,812,755 (6,955,293,355)	633,156,674 (681,175,604)	91.1 (91.1)

注 () 内数値は、消費税及び地方消費税を含む。

(3) 事業費に関する事項

科 目	決 算 額
	円
営 業 費 用	5,840,109,771 (6,026,590,178)
営業外費用	368,658,836 (514,805,122)

特 別 損 失	737,501 (751,724)
合 计	6,209,506,108 (6,542,147,024)

注 () 内数値は、消費税及び地方消費税を含む。

(4) その他主要な事項

該当事項なし

4 会 計

(1) 重要契約の要旨

契約年月日	件 名	契 約 金 額	契 約 者
平成年月日 30. 6. 19	ポンプ場設備更新工事	円 20,049,120	三光テクノ株式会社 代表取締役 赤坂栄紀
30. 6. 19	飯島穀丁線ほか 配水管整備工事	44,331,840	日管設備工業株式会社 代表取締役 工藤明信
30. 6. 19	将軍野東三丁目線ほか 配水管整備工事	37,802,160	株式会社カミオ 代表取締役 谷藤健二
30. 6. 19	雄和椿川中村線ほか 配水管整備工事	34,184,160	伊藤工業株式会社 代表取締役社長 伊藤満
30. 6. 19	南通宮田線ほか 配水管整備工事	27,092,880	株式会社加賀屋組 代表取締役社長 加賀屋賢二
30. 6. 22	外旭川三後田線 配水管整備工事	83,881,440	山二施設工業株式会社 代表取締役社長 阿部公雄
30. 6. 29	八橋本町六丁目線ほか 配水管整備工事	59,610,600	株式会社加賀屋組 代表取締役社長 加賀屋賢二
30. 7. 3	八橋三和町線ほか 配水管整備工事	24,080,760	株式会社北勢工業 代表取締役 太田博之
30. 7. 13	御野場五丁目線 配水管整備工事	52,423,200	高進設備株式会社 代表取締役 高橋清広
30. 7. 13	新屋元町線ほか 配水管整備工事	76,176,720	株式会社渡部工業 代表取締役 渡部俊二
30. 7. 17	河辺戸島上祭沢線ほか 配水管整備工事	37,550,520	株式会社岡部建設工業 代表取締役 岡部秋男
30. 7. 17	豊岩浄水場建物改修工事	23,801,040	株式会社佐々木工務店 代表取締役 佐々木久雄
30. 7. 17	御野場一丁目線ほか 配水管整備工事	29,722,680	株式会社あたご 代表取締役 佐藤義孝
30. 7. 17	広面野添線ほか 配水管整備工事	38,421,000	総合施設株式会社 代表取締役 鈴木英樹
30. 7. 24	山王二丁目線 配水管整備工事	56,044,440	北環興業株式会社 代表取締役社長 本多秀文
30. 7. 24	豊岩浄水場管理本館 空調設備更新工事	26,616,600	山岡工業株式会社 代表取締役 山岡緑三郎
30. 7. 27	八橋本町三丁目線 配水管整備工事	66,879,000	株式会社北勢工業 代表取締役 太田博之
30. 7. 27	仁井田西潟敷線 配水管整備工事	141,582,600	山岡・清三屋特定建設工事共同企業体 山岡工業株式会社 代表取締役 山岡緑三郎
30. 7. 27	南通築地線ほか 配水管整備工事	58,370,760	株式会社日東施設工業所 代表取締役 新泉博智
30. 7. 27	川尻総社町線(道路) 配水管移設工事	64,663,920	株式会社渡部工業 代表取締役 渡部俊二
30. 7. 27	下新城笠岡堰場線ほか 配水管整備工事	72,096,480	株式会社カミオ 代表取締役 谷藤健二

契約年月日	件 名	契 約 金 額	契 約 者
平成年月日 30. 7. 31	牛島西一丁目線ほか（道路） 配水管整備工事	円 38,280,600	清三屋施設工業株式会社 代表取締役 高橋洋平
30. 7. 31	下浜八田線ほか 配水管整備工事	21,436,920	イトウ管工有限会社 代表取締役 伊藤正博
30. 8. 3	金足線 配水管整備工事その5	114,322,320	株式会社佐藤設備工業 代表取締役 佐藤泰雄
30. 8. 7	新屋寿町線ほか 配水管整備工事	24,442,560	株式会社渡部工業 代表取締役 渡部俊二
30. 8. 7	仁別建物改修工事	35,252,280	株式会社村田建設 代表取締役 田村典幸
30. 8. 10	千秋中通明田線 配水管整備工事その4	134,228,880	株式会社あたご 代表取締役 佐藤義孝
30. 8. 10	土崎環状線 配水管整備工事その11	100,076,040	山岡工業株式会社 代表取締役 山岡緑三郎
30. 8. 10	飯島砂田線 配水管整備工事	86,101,920	山岡工業株式会社 代表取締役 山岡緑三郎
30. 8. 10	手形山東町線 配水管整備工事	74,920,680	株式会社三和施設 代表取締役 佐藤弘康
30. 8. 28	千秋久保田町線（道路） 配水管整備工事	25,421,040	日管設備工業株式会社 代表取締役 工藤明信
30. 8. 28	手形扇田線ほか 配水管整備工事	23,330,160	有限会社太平工務所 代表取締役 藤井進
30. 8. 28	豊岩浄水場沈澱池 汚泥搔き機改修工事（南側）	26,784,000	秋田東北商事株式会社 取締役社長 近藤嘉之
30. 8. 31	仁井田新田一丁目線ほか 配水管整備工事	53,229,960	株式会社佐藤設備工業 代表取締役 佐藤泰雄
30. 8. 31	広面樋ノ沖線ほか 配水管整備工事	85,316,760	株式会社北勢工業 代表取締役 太田博之
30. 9. 11	配水ブロック 遠隔監視システム設置工事	20,018,880	秋田電機建設株式会社 代表取締役 熊谷榮信
30. 9. 20	御所野配水場 緊急遮断弁設置工事	61,300,800	株式会社能登谷工務所 代表取締役 能登谷正人
30. 9. 25	川尻町大川反線 配水管整備工事	32,506,920	株式会社加賀屋組 代表取締役社長 加賀屋賢二
30. 10. 11	外旭川幹線撤去工事	85,107,240	古城建設株式会社 代表取締役 高山彰
30. 11. 20	秋田南大橋豊岩 送水添架管重防食工事	20,844,000	北日本防食株式会社 代表取締役 山田真也
31. 2. 5	高陽幸町線 配水管整備工事	27,097,200	株式会社日景工業 代表取締役 日景英之
31. 2. 5	土崎港中央五丁目線 配水管整備工事	23,328,000	日管設備工業株式会社 代表取締役 工藤明信
31. 2. 5	新藤田中山台線 配水管整備工事	27,353,160	高進設備株式会社 代表取締役 高橋清広
31. 2. 12	飯島鼠田二丁目線 配水管整備工事	39,582,000	株式会社佐藤設備工業 代表取締役 佐藤泰雄
31. 2. 12	新屋勝平台線 配水管整備工事	38,793,600	株式会社日東施設工業所 代表取締役 新泉博智
31. 2. 12	新屋松美ガ丘南町線 配水管整備工事	46,083,600	株式会社協設 代表取締役 吉田孝二
31. 2. 12	川元山下町線 配水管整備工事	28,015,200	株式会社あたご 代表取締役 佐藤義孝
31. 2. 19	土崎港北三丁目線ほか 配水管整備工事	34,452,000	株式会社加賀屋組 代表取締役社長 加賀屋賢二

契約年月日	件 名	契 約 金 額	契 約 者
平成年月日 31. 2. 19	御野場四丁目線 配水管整備工事	円 38,934,000	株式会社加賀屋組 代表取締役社長 加賀屋賢二
31. 2. 19	寺内高野線ほか 配水管整備工事	37,692,000	羽後設備株式会社 代表取締役社長 佐藤裕之
31. 2. 22	四ツ小屋箇葉線ほか 配水管整備工事	60,339,600	山岡工業株式会社 代表取締役 山岡緑三郎
31. 2. 22	新屋扇町線 配水管整備工事	53,006,400	株式会社渡部工業 代表取締役 渡部俊二
31. 2. 26	上北手小山田桜田線 配水管整備工事	31,546,800	株式会社足利工務店 代表取締役 足利健
31. 2. 26	飯島新町三丁目線 配水管整備工事	40,809,960	株式会社カミオ 代表取締役 谷藤健二

(2) 企業債及び一時借入金の概況

(イ) 企業債未償還額 23,954,400,381 円
 (ロ) 一時借入金現在高 0 円

該当事項なし

5 附 带 事 項

該当事項なし

(3) その他会計経理に関する重要事項

平成30年度秋田市下水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				合 計	決算額	予算額に 比べ決算額 の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計				
第1款 下水道 事業収益	円 10,922,166,000	円 △ 29,095,000	円 -	円 10,893,071,000	円 10,849,034,572	円 △ 44,036,428		
第1項 営業収益	7,570,370,000	△ 57,426,000	-	7,512,944,000	7,505,936,716	△ 7,007,284	(うち、消費税及び地方消費税相当分 396,948,059円)	
第2項 営業外収益	3,351,794,000	28,330,000	-	3,380,124,000	3,343,095,618	△ 37,028,382	(" 163,935円)	
第3項 特別利益	2,000	1,000	-	3,000	2,238	△ 762	(" 164円)	

支 出

区 分	予 算 額							決算額	地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 繰 越 額	不 用 額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小計	合 計				
第1款 下水道 事業費用	円 10,180, 165,000	円 △ 333, 888,000	円 -	円 -	円 9,846, 277,000	円 -	円 9,846, 277,000	円 9,614, 482,374	円 -	円 231, 794,626	
第1項 営業費用	8,806, 787,000	△ 162, 116,000	-	-	8,644, 671,000	-	8,644, 671,000	8,455, 709,589	-	188, 961,411	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 192,727,266円)
第2項 営業外 費用	1,332, 587,000	△ 161, 045,000	-	-	1,171, 542,000	-	1,171, 542,000	1,132, 368,195	-	39,173,805	
第3項 特別損失	38,241,000	△ 10, 727,000	-	-	27, 514,000	-	27, 514,000	26,404,590	-	1,109,410	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 20,381円)
第4項 予備費	2,550,000	-	-	-	2,550,000	-	2,550,000	-	-	2,550,000	

(2) 資本的収入及び支出

取 入

区分	予 算 額						決算額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費過 次繰越額に係 る財 源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	円 6,658,978,000	円 190,518,000	円 6,849,496,000	円 1,677,237,000	円 647,700,000	円 9,174,433,000	円 6,058,638,123	△3,115,794,877	
第1項 企 業 債	4,120,400,000	77,300,000	4,197,700,000	1,034,000,000	355,700,000	5,587,400,000	3,599,300,000	△1,988,100,000	翌年度繰越額 1,873,500,000円
第2項 出 資 金	888,619,000	852,000	889,471,000	—	—	889,471,000	889,471,000	0	
第3項 補 助 金	1,575,600,000	86,360,000	1,661,960,000	643,237,000	292,000,000	2,597,197,000	1,469,207,065	△1,127,989,935	翌年度繰越額 1,127,874,000円
第4項 負 担 金	74,358,000	15,037,000	89,395,000	—	—	89,395,000	89,454,476	59,476	” 7,870,000円
第5項 固定資産 売却代金	1,000	10,969,000	10,970,000	—	—	10,970,000	11,205,582	235,582	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 34,880円)

支 出

区分	予 算 額						決算額	翌年度繰越額		備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費過 次繰越額		地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費過 次繰越額	
第1款 資本的支出	10,908,030,000	121,778,000	円 一	11,029,808,000	円 1,957,486,000	円 746,000,000	円 13,733,294,000	円 10,353,268,853	円 1,792,651,000	円 1,450,000,000
第1項 建 設 改 良 費	5,290,949,000	110,027,000	—	5,400,976,000	1,957,486,000	746,000,000	8,104,462,000	4,724,441,054	1,792,651,000	3,242,651,000
第2項 企 業 債 償 金	5,617,081,000	11,751,000	—	5,628,832,000	—	—	5,628,832,000	5,628,827,799	—	137,369,946
							—	—	—	4,201

資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,294,630,730円は、当年度分消費税及び地方消費税資本の収支調整額216,242,499円、減債積立金1,122,802,302円、過年度分損益勘定留保資金1,020,487,336円及び当年度分損益勘定留保資金1,935,098,593円で補てんした。

平成30年度秋田市下水道事業報告書

1 概 况

(1) 総括事項

(イ) 普及状況

本市の下水道事業は、浸水防除、生活環境の改善および公共用水域の水質保全のため計画区域内の下水道整備を順次進めています。年度末における処理区域内面積は、5,958haとなり、前年度と比較して52ha増加、処理区域内人口は288,365人で、前年度と比較して1,229人減少しております。この結果、下水道普及率は93.6%となっております。

また、年間総処理水量は、38,974,410m³となり、前年度と比較して2,661,114m³減少しております。このうち、年間有効水量は、28,010,475m³で、前年度と比較して149,347m³減少しております。

(ロ) 工事状況

管渠建設事業は、2,792,407千円の事業費をもって、市内各地域で污水管の面整備や浸水対策として雨水管の整備を行い、総延長3,194.3mの管渠を布設しております。さらに南通地区や土崎地区などにおいて老朽管の改築など8,143.7mを実施しております。

ポンプ場建設事業は、945,785千円の事業費をもって、金足汚水中継ポンプ場を築造したほか、川口汚水中継ポンプ場沈砂池設備更新・耐震補強工事などを実施しております。

処理場建設事業は、29,033千円の事業費をもって、八橋下水道終末処理場消防設備改修工事などを実施しております。

特定環境保全公共下水道事業は、582,664千円の事業費をもって、太平地区などに污水管6,259.3mを布設しております。

(ハ) 財政状況

収入では、経営の根幹をなす下水道使用料が、前年度と比較して0.6%の減となりましたが、長期前受金戻入などの増により、前年度比0.2%増の10,451,922千円となっております。

支出では、資産減耗費などの増により、前年度比1.3%増の9,433,613千円となっております。

この結果、1,018,309千円の純利益が生じ、全額を利益剰余金に計上しております。

今後も人口減少や節水などにより、下水道使用料の伸び

は期待できず厳しい状況が続くものと予測されます。一方、引き続き衛生的で快適な生活空間を提供していくためには、老朽施設の更新や適切な維持管理など多額な投資を行っていく必要があります。このため、秋田市上下水道事業基本

計画に基づき、長期的視点に立った計画的な更新を進めるほか、処理場統合による費用の縮減など、効率的な事業運営に努めてまいります。

(2) 議会議決事項

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日
第128号	平成29年度秋田市下水道事業会計決算認定の件	平成年月日 30. 9. 4	平成年月日 30. 9. 28
第161号	平成30年度秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）の件	30. 11. 28	30. 12. 20
第163号	秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する件	30. 12. 7	30. 12. 20
第164号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	30. 12. 7	30. 12. 20
第 16号	平成31年度秋田市下水道事業会計予算の件	31. 2. 18	31. 3. 19
第 29号	平成30年度秋田市下水道事業会計補正予算（第2号）の件	31. 2. 18	31. 3. 6
第 63号	秋田市下水道条例等の一部を改正する件	31. 2. 18	31. 3. 19
第 65号	秋田市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する件	31. 2. 18	31. 3. 19
第 67号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	31. 2. 18	31. 3. 19
第 79号	秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する件	31. 2. 18	31. 3. 19
第 83号	秋田市過疎地域自立促進計画の一部を変更する件	31. 2. 18	31. 3. 19
第 93号	平成30年度秋田市下水道事業会計補正予算（第3号）の件	31. 3. 6	31. 3. 19
第 94号	秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件	31. 3. 6	31. 3. 19

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	申 請 先	件 名	認 可 年 月 日
平成年月日			平成年月日
30. 9. 28	秋田県知事	平成30年度起債同意申請	同意 30. 10. 10
30. 9. 28	秋田県知事	平成30年度起債同意申請	同意 30. 10. 10
31. 3. 14	秋田県知事	平成30年度起債同意申請	同意 31. 3. 19

(4) 職員に関する事項

事 務 職 員 主 事	技 術 職 員 技 師	計
17人	53人	70人 (うち資本勘定支弁職員26人)

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

該当事項なし

2 工 事

(1) 建設工事の概況

管渠建設事業

(イ) 管渠布設 寺内地区、飯島地区ほか

3,194.3 m

ポンプ場建設事業

(ロ) 金足汚水中継ポンプ場築造工事

一式

特定環境保全公共下水道事業

(ハ) 管渠布設 太平地区ほか 6,259.3 m

(2) 改良工事の概況

(イ) 管渠改築等 南通地区、土崎地区ほか

8,143.7 m

(ロ) 川口汚水中継ポンプ場沈砂池設備更新・耐震補強工事ほか 一式

(ハ) 八橋下水道終末処理場消防設備改修工事ほか 一式

(3) 保存工事の概況

(イ) 管渠修繕

215 件

3 業 務

(1) 業 務 量

	公共下水道	特定環境保全 公共下水道	計
排 水 戸 数	119,964戸	850戸	120,814戸
処理区域内人口	284,702人	3,663人	288,365人
年間総処理水量	38,623,016m ³	351,394m ³	38,974,410m ³
(うち汚水処理水量)	(31,597,776m ³)	(351,394m ³)	(31,949,170m ³)
一日平均処理水量	105,816m ³	963m ³	106,779m ³

有 収 水 量	27,723,400m ³	287,075m ³	28,010,475m ³
有 収 率	87.7%	81.7%	87.7%
管渠布設総延長	1,528,638m	68,809m	1,597,447m

(2) 事業収入に関する事項

科 目	調 定 額	収 入 額	未 収 額	収入比率
	円	円	円	%
営業収益	7,108,988,657 (7,505,936,716)	6,625,590,746 (6,983,956,390)	483,397,911 (521,980,326)	93.2 (93.0)
営業外収益	3,342,931,883 (3,343,095,618)	3,341,946,030 (3,342,100,978)	985,853 (994,640)	99.9 (99.9)
特別利益	2,074 (2,238)	2,074 (2,238)	0 0	100.0 (100.0)
合 計	10,451,922,614 (10,849,034,572)	9,967,538,850 (10,326,059,606)	484,383,764 (522,974,966)	95.4 (95.2)

注 () 内数値は、消費税及び地方消費税を含む。

(3) 事業費に関する事項

科 目	決 算 額	特 別 損 失
	円	(26,384,209)
営業費用	8,262,982,323 (8,455,709,589)	(26,404,590) 合 計 9,433,612,915 (9,614,482,374)
営業外費用	1,144,246,383 (1,132,368,195)	注 () 内数値は、消費税及び地方消費税を含む。

注 () 内数値は、消費税及び地方消費税を含む。

(4) その他主要な事項

該当事項なし

4 会 計

(1) 重要契約の要旨

契約年月日	件 名	契 約 金 額	契 約 者
平成年月日 30. 5. 25	明田雨水排水ポンプ場 電気設備更新工事 東通明田地内	円 91,800,000	羽後電設工業株式会社 代表取締役 七山慎一
30. 6. 8	公共下水道築造工事 太平八田字寺野地内ほか	48,114,000	古城建設株式会社 代表取締役 高山彰
30. 6. 8	公共下水道築造工事 太平山谷字細越地内ほか	63,899,280	古城建設株式会社 代表取締役 高山彰
30. 6. 8	下水道長寿命化工事 南通亀の町地内ほか	68,154,480	株式会社伊藤組 代表取締役 伊藤仁
30. 6. 8	下水道長寿命化工事 保戸野すわ町地内ほか	102,953,160	山岡工業株式会社 代表取締役 山岡緑三郎
30. 6. 8	下水道長寿命化工事 大町四丁目地内ほか	99,941,040	株式会社三勇建設 代表取締役 三浦稔
30. 6. 8	下水道長寿命化工事 旭南一丁目地内ほか	66,101,400	加藤建設株式会社 代表取締役 加藤俊介
30. 6. 8	下水道長寿命化工事 南通みその町地内ほか	80,343,360	株式会社石黒建設工業 代表取締役 石黒学
30. 6. 8	下水道長寿命化工事 中通一丁目地内ほか	67,407,120	株式会社佐原組 代表取締役 伊藤弘行
30. 6. 8	下水道長寿命化工事 檜山登町地内ほか	67,018,320	豊興産株式会社 代表取締役 石黒望
30. 6. 19	公共下水道築造工事 飯島字堀川地内ほか	24,277,320	加藤建設株式会社 代表取締役 加藤俊介
30. 7. 10	公共下水道築造工事 太平山谷字中山谷地内ほか	29,195,640	大和施工建設株式会社 代表取締役 古戸武
30. 7. 24	公共下水道築造工事 千秋久保田町地内	27,262,440	藤重建設株式会社 代表取締役 佐藤重明

契約年月日	件 名	契 約 金 額	契 約 者
平成年月日 30. 7. 31	外旭川字水口下水道管渠移設工事 に伴うマンホールポンプ設備工事 外旭川字水口地内	円 23,763,240	山岡工業株式会社 代表取締役 山岡緑三郎
30. 8. 7	八橋下水道終末処理場 汚水ポンプ改修工事 八橋本町六丁目12番15号	46,440,000	株式会社能登谷工務所 代表取締役 能登谷正人
30. 8. 10	公共下水道築造工事 太平八田字木曾石地内	53,265,600	豊島建設株式会社 代表取締役 豊島 悅雄
30. 8. 28	公共下水道築造工事 柳田字佐渡端地内	36,149,760	株式会社三勇建設 代表取締役 三浦 稔
30. 8. 31	公共下水道築造工事 太平山谷字十三岱地内	78,165,000	株式会社中山組 代表取締役 千葉 利則
30. 8. 31	公共下水道築造工事 太平山谷字野田地内	67,083,120	株式会社三勇建設 代表取締役 三浦 稔
30. 8. 31	馬場汚水中継ポンプ場 自家発電設備更新工事 泉馬場15番1号	135,000,000	日本電機興業株式会社 代表取締役 進藤 正己
30. 9. 7	公共下水道中央幹線築造工事 八橋本町六丁目地内ほか	682,353,720	ピーエス三菱・むつみ造園土木・ 千代田興業建設工事共同企業体 株式会社ピーエス三菱秋田営業所 所長 成田繁貴
30. 9. 11	下水道管渠移設工事 大町五丁目地内	29,160,000	株式会社英明工務店 代表取締役 加藤憲成
30. 9. 18	公共下水道築造工事 寺内字三千刈地内	21,130,200	二葉造園土木株式会社 代表取締役 小林 博
30. 9. 20	公共下水道築造工事 太平山谷字十三岱地内ほか	55,620,000	株式会社住建トレーディング 代表取締役 工藤源聖
30. 9. 25	公共下水道築造工事 太平山谷字下皿見内地内ほか	34,560,000	豊島建設株式会社 代表取締役 豊島 悅雄
30. 9. 27	下水道長寿命化工事 手形休下町地内ほか	54,255,960	株式会社英明工務店 代表取締役 加藤憲成
30. 10. 2	下水道管渠移設工事 寺内字三千刈地内	35,533,080	株式会社佐々木組 取締役社長 石塚英公
30. 10. 2	公共下水道築造工事 泉北四丁目地内ほか	49,086,000	豊島建設株式会社 代表取締役 豊島 悅雄
30. 10. 16	下水道長寿命化工事 保戸野金砂町地内ほか	49,296,600	株式会社石黒建設工業 代表取締役 石黒 学
30. 10. 16	下水道長寿命化工事 南通亀の町地内ほか	49,196,160	工藤建設株式会社 代表取締役 工藤堅裕
30. 10. 19	公共下水道築造工事 下新城長岡字耳取地内ほか	83,700,000	株式会社住建トレーディング 代表取締役 工藤源聖
30. 11. 9	八橋下水道終末処理場 中央監視制御設備工事 八橋本町六丁目12番15号	489,240,000	菱明三菱電機機器販売株式会社 取締役社長 審田謙一
30. 11. 13	公共下水道築造工事 太平目長崎字本町地内ほか	21,459,600	株式会社鈴兼工務店 代表取締役 鈴木満彦
30. 11. 27	下水道管渠改良工事 土崎港相染町字中谷地地内	37,908,000	株式会社U I コムテック 代表取締役 森田保美
31. 1. 22	公共下水道築造工事 河辺和田字和田地内ほか	20,703,600	有限会社ワカナ技建 代表取締役 武石竹美
31. 1. 25	下水道長寿命化工事 山王二丁目地内ほか	92,880,000	豊興産株式会社 代表取締役 石黒 望

契約年月日	件 名	契 約 金 額	契 約 者
平成年月日 31. 2. 1	下水道長寿命化工事 山王七丁目地内ほか	円 203,364,000	三勇建設・伊藤組建設工事共同企業体 株式会社三勇建設 代表取締役 三浦 稔
31. 2. 5	下水道長寿命化工事 千秋北の丸地内	24,116,400	山岡工業株式会社 代表取締役 山岡緑三郎
31. 2. 12	公共下水道築造工事 広面字堤敷地内ほか	27,114,480	古城建設株式会社 代表取締役 高山 彰
31. 2. 19	下水道長寿命化工事 南通みその町地内ほか	33,480,000	豊興産株式会社 代表取締役 石黒 望
31. 2. 19	下水道長寿命化工事 保戸野八丁地内	35,100,000	加藤建設株式会社 代表取締役 加藤俊介
31. 2. 19	下水道管渠移設工事 川尻総社町地内ほか	40,415,760	株式会社佐原組 代表取締役 伊藤弘行
31. 2. 22	下水道長寿命化工事 新屋扇町地内ほか	58,860,000	株式会社石黒建設工業 代表取締役 石黒学
31. 2. 22	下水道長寿命化工事 土崎港中央四丁目地内ほか	93,420,000	株式会社佐原組 代表取締役 伊藤弘行
31. 2. 22	下水道長寿命化工事 旭南一丁目地内ほか	93,528,000	山岡工業株式会社 代表取締役 山岡緑三郎

(2) 企業債及び一時借入金の概況

(イ) 企業債未償還額 68,497,330,244円
 (ロ) 一時借入金現在高 0円

該当事項なし

5 附 带 事 項

該当事項なし

(3) その他会計経理に関する重要事項

平成30年度秋田市農業集落排水事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

取 入

区 分	予 算 額				決算額	予算額に 比べ決算額 の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 農業集落排水 事 業 収 益	円 740,356,000	円 △ 24,090,000	円 -	円 716,266,000	円 715,298,925	円 △ 967,075	
第1項 営 業 収 益	132,143,000	1,305,000	-	133,448,000	132,571,250	△ 876,750	(うち、消費税及び地方消費税相当分 9,731,748円)
第2項 営業外収益	608,212,000	△ 25,395,000	-	582,817,000	582,727,675	△ 89,325	(" 7,496円)
第3項 特 別 利 益	1,000	-	-	1,000	-	△ 1,000	
第2款 個別排水処理 事 業 収 益	34,771,000	△ 3,428,000	-	31,343,000	31,235,314	△ 107,686	
第1項 営 業 収 益	8,900,000	44,000	-	8,944,000	8,837,943	△ 106,057	(うち、消費税及び地方消費税相当分 653,205円)
第2項 営業外収益	25,869,000	△ 3,472,000	-	22,397,000	22,397,371	371	
第3項 特 別 利 益	2,000	-	-	2,000	-	△ 2,000	
合 計	775,127,000	△ 27,518,000	-	747,609,000	746,534,239	△ 1,074,761	

支 出

区 分	予 算 額							決算額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不 用 額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	地 方 公 営 企 業 法 第 24 条 第 3 項 の 規 定 に よ る 支 出 額	小 計	地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 繰 越 額				
第1款 農業集落排水事業費用	739,597,000	△ 24,764,000	円 一	円 一	円 一	714,833,000	円 一	714,833,000	円 484,248	円 21,348,752	
第1項 営業費用	670,409,000	△ 24,296,000	—	—	—	646,113,000	—	646,113,000	625,810,941	— 20,302,059	(うち、消費税及び地方消費税相当分 12,820,538円)
第2項 営業外費用	68,638,000	△ 468,000	—	—	—	68,170,000	—	68,170,000	67,667,345	— 502,655	
第3項 特別損失	50,000	—	—	—	—	50,000	—	50,000	5,962	— 44,038	
第4項 予備費	500,000	—	—	—	—	500,000	—	500,000	—	— 500,000	
第2款 個別排水処理事業費用	35,422,000	△ 3,660,000	—	—	—	31,762,000	—	31,762,000	30,679,789	— 1,082,211	
第1項 営業費用	33,156,000	△ 3,516,000	—	—	—	29,640,000	—	29,640,000	28,659,321	— 980,679	(うち、消費税及び地方消費税相当分 1,026,350円)
第2項 営業外費用	2,164,000	△ 144,000	—	—	—	2,020,000	—	2,020,000	2,018,481	— 1,519	
第3項 特別損失	2,000	—	—	—	—	2,000	—	2,000	1,987	— 13	
第4項 予備費	100,000	—	—	—	—	100,000	—	100,000	—	— 100,000	
合 計	775,019,000	△ 28,424,000	—	—	—	746,595,000	—	746,595,000	724,164,037	— 22,430,963	

(2) 資本的収入及び支出

取 入

区 分	予 算 額						決 算 額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考	
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 の 規 定 に よ る 繰 越 額 に 係 る 財 源 充 当 額	継 続 費 通 次 繰 越 額 に 係 る 財 源 充 当 額	合 讟				
第1款 農業集落排水事業資本の収入	161,748,000	△ 19,013,000	円 142,735,000	円 一	円 一	142,735,000	円 142,735,000	円 138,935,000	円 △ 3,800,000	
第1項 企 業 債	32,000,000	△ 4,400,000	27,600,000	—	—	27,600,000	27,600,000	23,800,000	△ 3,800,000	
第2項 出 資 金	88,172,000	△ 5,125,000	83,047,000	—	—	83,047,000	83,047,000	83,047,000	0	
第3項 補 助 金	32,000,000	△ 9,488,000	22,512,000	—	—	22,512,000	22,512,000	22,512,000	0	
第4項 基 金 繰 入 金	9,576,000	—	9,576,000	—	—	9,576,000	9,576,000	9,576,000	0	
第2款 個別排水処理事業資本の収入	25,717,000	△ 8,714,000	17,003,000	—	—	17,003,000	17,003,000	12,378,400	△ 4,624,600	
第1項 企 業 債	10,200,000	△ 10,200,000	0	—	—	0	0	—	0	
第2項 出 資 金	11,254,000	5,287,000	16,541,000	—	—	16,541,000	16,541,000	12,202,000	△ 4,339,000	
第3項 補 助 金	3,187,000	△ 3,187,000	0	—	—	0	0	—	0	

第4項 負担金	1,076,000	△ 614,000	462,000	-	-	462,000	176,400	△ 285,600	
合計	187,465,000	△ 27, 727,000	159,738,000	-	-	159,738,000	151,313,400	△ 8,424,600	

支出

区分	予算額							決算額	翌年度繰越額			備考
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費遅次繰越額	合計		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費遅次繰越額	合計	
第1款 農業集落排水事業資本の支出	373, 円 931,000	△ 18, 円 996,000	円 - 354, 円 935,000	円 - 354, 円 935,000	円 - 351, 円 416,324	円 - 351, 円 416,324	円 - 3, 円 518,676					
第1項 建設改良費	78, 314,000	△ 19, 013,000	- 59, 301,000	- -	59, 301,000	55, 783,225	- -	- -	- 3, 517,775	(うち、消費税及び地方消費税相当分 3,789,677円)		
第2項 企業債償還金	295, 612,000	- -	295, 612,000	- -	295, 612,000	295, 611,099	- -	- -	- 901			
第3項 投資	5,000	17,000	- 22,000	- -	22,000	22,000	- -	- -	- 0			
第2款 個別排水処理事業資本の支出	32, 236,000	△ 8, 814,000	- 23, 422,000	- -	23, 422,000	18, 421,201	- -	- -	- 5, 000,799			
第1項 建設改良費	24, 609,000	△ 8, 814,000	- 15, 795,000	- -	15, 795,000	10, 794,896	- -	- -	- 5, 000,104	(うち、消費税及び地方消費税相当分 196,963円)		
第2項 企業債償還金	7,627,000	- -	7,627,000	- -	7, 627,000	7, 626,305	- -	- -	- 695			
合計	406, 167,000	△ 27, 810,000	- 378, 357,000	- -	378, 357,000	369, 837,525	- -	- -	- 8, 519,475			

資本的収入額が資本的支出額に不足する額218,524,125円は、当年度分消費税及び地方消費税資本の收支調整額2,306,018円、減債積立金22,790,406円及び過年度分損益勘定留保資金193,427,701円で補てんした。

平成30年度秋田市農業集落排水事業報告書

1 概況

(1) 総括事項

(イ) 普及状況

本市の農業集落排水事業、個別排水処理事業は、農業集落における農業用排水の水質保全および農村生活環境の改善、または汚水を集合して処理することが適当でない地域の健康で快適な生活環境の確保を図るとともに、公共用水域の水質保全のため処理施設などの維持管理に努めています。年度末における処理区域内面積は625haであり、前年度と同面積、処理区域内人口は9,730人で、前年度と比較して315人減少しております。この結果、普及率は3.2%となっております。

また、年間総処理水量は、1,012,082m³となり、前年度と比較して54,473m³減少しております。このうち、年間有収水量は、795,048m³で、前年度と比較して18,168m³減少しております。

(ロ) 工事状況

農業集落排水建設改良事業は、55,783千円の事業費をもって、河辺飛沢処理区を隣接する河辺岩見三内中央処理区に統合するための管渠布設工事、河辺砂子済処理区を隣接する河辺三内処理区に統合するための実施設計業務委託などを実施しております。

個別排水処理施設建設事業は、10,795千円の事業費をもって、山内字田中地内ほかにおいて2基の浄化槽を設置して

おります。

(ハ) 財政状況

収入では、長期前受金戻入の減などにより、前年度比2.4%減の736,142千円となっております。

支出では、減価償却費の減などにより、前年度比2.1%減の716,078千円となっております。

この結果、20,064千円の純利益が生じ、全額を利益剰余金に計上しております。

今後も人口減少や節水などにより、使用料の伸びは期待できず、厳しい経営環境が続くものと予測されます。このため、秋田市上下水道事業基本計画に基づき、水洗化の普及促進による有収水量の確保に努めるとともに、施設の統合や公共下水道への接続など、効率的な事業運営に努めてまいります。

(2) 議会議決事項

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日
第129号	平成29年度秋田市農業集落排水事業会計決算認定の件	平成年月日 30. 9. 4	平成年月日 30. 9. 28
第162号	平成30年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)の件	30. 11. 28	30. 12. 20
第163号	秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する件	30. 12. 7	30. 12. 20
第164号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	30. 12. 7	30. 12. 20
第 17号	平成31年度秋田市農業集落排水事業会計予算の件	31. 2. 18	31. 3. 19
第 30号	平成30年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)の件	31. 2. 18	31. 3. 6
第 64号	秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する件	31. 2. 18	31. 3. 19
第 65号	秋田市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する件	31. 2. 18	31. 3. 19
第 67号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	31. 2. 18	31. 3. 19
第 79号	秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する件	31. 2. 18	31. 3. 19
第 83号	秋田市過疎地域自立促進計画の一部を変更する件	31. 2. 18	31. 3. 19
第 94号	秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件	31. 3. 6	31. 3. 19

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	申 請 先	件 名	認 可 年 月 日
平成年月日 30. 9. 28	秋田県知事	平成30年度起債同意申請	平成年月日 同意 30. 10. 10

(4) 職員に関する事項

事 務 職 員 主 事	技 術 職 員 技 師	計
1人	3人	4人 (うち資本勘定支弁職員2人)

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

該当事項なし

2 工 事

(1) 建設工事の概況

- (イ) 特定地域生活排水処理施設整備 山内地区ほか
2基

(2) 改良工事の概況

(イ) 飛沢地区機能強化に伴う管渠布設工事ほか

一式

(ロ) 雄和種平戸草沢橋汚水ポンプ施設制御盤復旧工事

一式

(3) 保存工事の概況

(イ) 管渠修繕

6件

3 業 務

(1) 業 務 量

	農業集落排水	個別排水処理	計
排 水 戸 数	2,820戸	228戸	3,048戸
処理区域内人口	9,003人	727人	9,730人
年間総処理水量	958,198m³	53,884m³	1,012,082m³
一日平均処理水量	2,625m³	148m³	2,773m³
有 収 水 量	741,164m³	53,884m³	795,048m³
有 収 率	77.3%	100.0%	78.6%
管渠布設総延長	161,119m	—	161,119m

(2) 事業収入に関する事項

科 目	調 定 額	収 入 額	未 収 額	収入比率
	円	円	円	%
営業収益	131,024,240 (141,409,193)	115,065,930 (124,177,076)	15,958,310 (17,232,117)	87.8 (87.8)
営業外収益	605,117,715 (605,125,046)	605,117,715 (605,125,046)	0	100.0 (100.0)
合 計	736,141,955	720,183,645	15,958,310	97.8

(746,534,239) (729,302,122) (17,232,117) (97.7)

注 () 内数値は、消費税及び地方消費税を含む。

(3) 事業費に関する事項

科 目	決 算 額
	円
営 業 費 用	640,623,374
	(654,470,262)
営 業 外 費 用	75,446,448
	(69,685,826)
特 別 損 失	7,949
	(7,949)
合 计	716,077,771
	(724,164,037)

注 () 内数値は、消費税及び地方消費税を含む。

(4) その他主要な事項

該当事項なし

4 会 計

(1) 重要契約の要旨

該当事項なし

(2) 企業債及び一時借入金の概況

(1) 企業債未償還額	3,461,733,578円
(2) 一時借入金現在高	0円

(3) その他会計経理に関する重要な事項

該当事項なし

5 附 帯 事 項

該当事項なし

II 令和元年度上半期の執行状況

1 収入および支出の概況

(1) 一般会計

歳 入

(単位：千円、%)

区 分	予算額(A)	収入額(B)	収入率(B)／(A)
市 税	43,418,576	23,323,253	53.7
地 方 講 与 税	982,789	305,868	31.1
利 子 割 交 付 金	71,211	16,152	22.7
配 当 割 交 付 金	102,208	18,271	17.9
株 式 等 講 渡 所 得 割 交 付 金	79,981	-	0.0
地 方 消 費 税 交 付 金	6,690,698	3,496,861	52.3
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	53,839	18,904	35.1
自 動 車 取 得 税 交 付 金	90,372	70,800	78.3
環 境 性 能 割 交 付 金	44,861	-	0.0
國 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	4,154	-	0.0
地 方 特 例 交 付 金	519,346	294,025	56.6
地 方 交 付 税	20,008,000	14,210,710	71.0
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	68,500	30,510	44.5
分 担 金 及 び 負 担 金	843,270	393,472	46.7
使 用 料 及 び 手 数 料	2,405,808	1,093,624	45.5
國 庫 支 出 金	23,628,704	7,408,859	31.4
県 支 出 金	9,777,513	1,687,873	17.3
財 産 収 入	198,459	145,697	73.4
寄 附 金	203,053	41,536	20.5
繰 入 金	4,957,586	500,000	10.1
繰 越 金	1,681,975	2,217,610	131.8
諸 収 入	8,935,088	646,853	7.2
市 債	15,314,000	-	0.0
合 計	140,079,991	55,920,878	39.9

※前年度からの繰越分を含む。

歳 出

(単位：千円、%)

区 分	予算額(A)	支出額(B)	支出率(B)／(A)
議 会 費	692,376	383,472	55.4
総 務 費	17,975,655	5,933,200	33.0
民 生 費	51,016,751	18,770,493	36.8

衛 生 費	9,723,815	3,845,074	39.5
労 働 費	652,448	379,930	58.2
農 林 水 産 業 費	3,433,094	1,260,078	36.7
商 工 費	9,598,817	7,777,453	81.0
土 木 費	16,059,631	5,267,996	32.8
消 防 費	4,153,609	1,581,204	38.1
教 育 費	11,795,062	4,414,594	37.4
災 害 復 旧 費	1,024,521	209,822	20.5
公 債 費	13,890,573	6,863,408	49.4
諸 支 出 金	1	-	0.0
予 備 費	63,638	-	0.0
合 計	140,079,991	56,686,724	40.5

※前年度からの繰越分・予備費充用分を含む。

(2) 特別会計

歳 入

(単位：千円、%)

区 分	予算額(A)	収入額(B)	収入率(B)/(A)
土 地 区 画 整 理 会 計	3,129,140	260,241	8.3
市 有 林 会 計	207,489	18,756	9.0
市 営 墓 地 会 計	105,705	60,540	57.3
中 央 卸 売 市 場 会 計	69,288	12,206	17.6
公 設 地 方 卸 売 市 場 会 計	443,789	120,014	27.0
大 森 山 動 物 園 会 計	700,736	100,621	14.4
廃棄物発電会計	443,458	270,406	61.0
病院事業債管理会計	1,970,442	312,198	15.8
学 校 給 食 費 会 計	1,349,761	341,268	25.3
国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	30,374,793	12,925,335	42.6
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	51,566	39,936	77.4
介護保険事業会計	30,103,407	13,172,889	43.8
後期高齢者医療事業会計	3,331,532	1,270,996	38.2
合 計	72,281,106	28,905,406	40.0

※前年度からの繰越分を含む。

歳 出

(単位：千円、%)

区 分	予算額(A)	支出額(B)	支出率(B)/(A)
土 地 区 画 整 理 会 計	3,129,140	987,164	31.5
市 有 林 会 計	207,489	126,134	60.8
市 営 墓 地 会 計	105,705	41,352	39.1
中 央 卸 売 市 場 会 計	69,288	35,571	51.3
公 設 地 方 卸 売 市 場 会 計	443,789	214,893	48.4
大 森 山 動 物 園 会 計	700,736	235,438	33.6
廃棄物発電会計	443,458	150,454	33.9
病院事業債管理会計	1,970,442	312,199	15.8
学 校 給 食 費 会 計	1,349,761	668,237	49.5
国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	30,374,793	11,498,250	37.9
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	51,566	33,493	65.0
介護保険事業会計	30,103,407	12,322,546	40.9
後期高齢者医療事業会計	3,331,532	1,180,956	35.4
合 計	72,281,106	27,806,687	38.5

※前年度からの繰越分を含む。

2 一時借入金の現在高

令和元年9月30日現在、一時借入金の現在高 0円

3 公営企業の経理の概況

(1) 秋田市水道事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

・収入

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執 行 率
水道事業収益	7,717,340,000	3,422,882,540	44.4
営業収益	7,032,502,000	3,384,272,034	48.1
営業外収益	684,836,000	38,610,506	5.6
特別利益	2,000	-	0.0

・支出

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執 行 率
水道事業費用	7,187,370,000	1,504,577,552	20.9
営業費用	6,687,564,000	1,327,836,223	19.9
営業外費用	494,906,000	176,025,787	35.6
特別別損失	3,100,000	715,542	23.1
予備費	1,800,000	-	0.0

※前年度からの繰越分を含む。

イ 資本的収支

・収入

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執 行 率
資本的収入	1,620,152,000	262,408,680	16.2
企業債	1,087,000,000	-	0.0
出資金	119,976,000	117,346,000	97.8
補助金	105,900,000	14,000,000	13.2
固定資産売却代金	1,000	60,480	6,048.0
負担金及び寄附金	307,275,000	131,002,200	42.6

※前年度からの繰越分を含む。

・支出

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執 行 率
資本的支出	4,691,739,000	1,275,530,440	27.2
建設改良費	3,248,467,000	557,304,433	17.2
企業債償還金	1,443,272,000	718,226,007	49.8

※前年度からの繰越分を含む。

(2) 秋田市水道事業会計試算表（令和元年9月30日現在）

(単位：円)

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	(固 定 資 産)	
60,486,197,589	有 形 固 定 資 産	
2,154,945,304	無 形 固 定 資 産	
4,800,000	投 資 そ の 他 資 産	
	(流 動 資 産)	
11,411,464,284	現 金	・ 預 金
634,307,503	未 収 金	
51,424,478	貯 藏 品	
388,440,220	前 払 金	
107,191,292	そ の 他 流 動 資 産	
	(固 定 負 債)	
	企 業 債 務	
		22,511,130,550

	長期リース債務 引当金 (流动負債)	71,612,083 2,181,432,060
	企業債 短期リース債務 未払 預り その他の流動負債 (繰延収益)	725,043,824 5,487,288 78,105,482 191,197,191 257,271,422
2,814,578,026	長期前受金 長期前受金収益化累計額 (資本金) 資本金 (剩余金) 資本剩余金 利益剩余金 (水道事業収益) 営業収益 営業外収益 (水道事業費用) 営業費用 営業外費用 特別損失	17,442,523,255 22,185,540,674 7,668,116,647 2,996,896,739 3,137,095,282 38,491,516
1,259,857,100		
176,025,787		
712,430		
79,489,944,013	合計	79,489,944,013

(2) 秋田市下水道事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

・収入

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執 行 率
下水道事業収益	10,939,138,000	6,209,191,143	56.8
営業収益	7,612,848,000	4,927,217,482	64.7
営業外収益	3,326,288,000	1,281,829,738	38.5
特別利益	2,000	143,923	7,196.2

・支出

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執 行 率
下水道事業費用	9,952,921,000	1,306,475,701	13.1
営業費用	8,781,559,000	824,072,505	9.4
営業外費用	1,167,311,000	482,109,579	41.3
特別損失	1,501,000	293,617	19.6
予備費	2,550,000	-	0.0

イ 資本的収支

・収入

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執 行 率
資本的収入	8,504,334,000	3,144,496,300	37.0
企業債	5,193,700,000	-	0.0
出資金	852,796,000	852,796,000	100.0
補助金	2,373,874,000	2,265,874,600	95.5
負担金	83,963,000	25,655,492	30.6
固定資産売却代金	1,000	170,208	17,020.8

※前年度からの繰越分を含む。

・支出

(単位:円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執 行 率
資 本 的 支 出	13,052,578,000	3,864,995,582	29.6
建 設 改 良 費	7,556,074,000	1,126,870,231	14.9
企 業 債 債 還 金	5,496,504,000	2,738,125,351	49.8

※前年度からの繰越分を含む。

(2) 秋田市下水道事業会計試算表(令和元年9月30日現在)

(単位:円)

借 方	勘 定 科 目	貸 方
157,584,559,969	(固 定 資 産)	
9,229,999,438	有 形 固 定 資 産	
	無 形 固 定 資 産	
4,353,919,483	(流 動 資 産)	
4,030,012,039	現 金 • 預 金	
321,934,060	未 収 金	
125,177,911	前 払 金	
	そ の 他 流 動 資 産	
	(固 定 負 債)	
	企 業 引 当 金	63,000,832,019
	(流 動 負 債)	1,723,441,812
	企 業 未 払 金	2,758,372,874
	そ の 他 流 動 負 債	321,414,965
	(繰 延 収 益)	200,934,220
9,755,287,468	長 期 前 受 金	68,713,954,400
	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	
	(資 本 金)	
	資 本 金	38,235,394,442
	(剰 余 金)	
	資 本 剰 余 金	4,674,010,640
	利 益 剰 余 金	1,018,309,699
	(下 水 道 事 業 収 益)	
773,578,543	營 業 収 益	4,728,280,654
482,109,579	營 業 外 収 益	1,281,789,342
289,859	特 別 利 益	133,282
	(下 水 道 事 業 費 用)	
	營 業 費 用	
	營 業 外 費 用	
	特 別 損 失	
186,656,868,349	合 計	186,656,868,349

(3) 秋田市農業集落排水事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

・収入

(単位:円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執 行 率
農 業 集 落 排 水 事 業 収 益	754,941,000	453,284,961	60.0
營 業 収 益	131,150,000	66,596,921	50.8
營 業 外 収 益	623,790,000	386,688,040	62.0
特 別 利 益	1,000	-	0.0
個 別 排 水 处 理 事 業 収 益	34,846,000	28,561,379	82.0
營 業 収 益	9,154,000	4,318,379	47.2
營 業 外 収 益	25,690,000	24,243,000	94.4

特別利益	2,000	-	0.0
------	-------	---	-----

・支出

(単位:円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執 行 率
農業集落排水事業費用	752,019,000	98,740,014	13.1
營業費用	692,655,000	69,563,417	10.0
營業外費用	58,814,000	29,176,597	49.6
特別損失	50,000	-	0.0
予備費	500,000	-	0.0
個別排水処理事業費用	35,601,000	4,853,695	13.6
營業費用	33,570,000	3,878,420	11.6
營業外費用	1,929,000	975,275	50.6
特別損失	2,000	-	0.0
予備費	100,000	-	0.0

イ 資本の収支

・収入

(単位:円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執 行 率
農業集落排水事業資本的収入	240,129,000	158,005,000	65.8
企業債	40,000,000	-	0.0
出資金	101,005,000	101,005,000	100.0
補助金	57,000,000	57,000,000	100.0
負担金	40,000,000	-	0.0
基金繰入金	2,124,000	-	0.0
個別排水処理事業資本的収入	17,585,000	11,049,000	62.8
企業債	6,100,000	-	0.0
出資金	11,049,000	11,049,000	100.0
負担金	436,000	-	0.0

・支出

(単位:円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執 行 率
農業集落排水事業資本的支出	459,179,000	150,009,147	32.7
建設改良費	164,233,000	3,295,865	2.0
企業債償還金	294,933,000	146,713,282	49.7
投資	13,000	-	0.0
個別排水処理事業資本的支出	24,409,000	8,015,400	32.8
建設改良費	16,359,000	4,002,471	24.5
企業債償還金	8,050,000	4,012,929	49.9

② 秋田市農業集落排水事業会計試算表（令和元年9月30日現在）

(単位:円)

借 方	勘 定 科 目	貸 方
11,129,824,963	(固定資産)	
4,176,000	有形固定資産	
13,640,000	無形固定資産	
783,538,068	投資その他の資産	
230,199,722	(流動資産)	
16,950,000	現金	• 預金
5,092,237	未収金	
	前払金	
	その他の流動資産	
	(固定負債)	
	企業債	
	引当金	3,158,752,022
	(流動負債)	57,125,735

	企 業 債 未 払 金 そ の 他 流 動 負 債 (繰 延 収 益) 長 期 前 受 金 長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額 (資 本 金) 資 本 金 (剰 余 金) 資 本 剰 余 金 利 益 剰 余 金 (農 業 集 落 排 水 事 業 収 益) 營 業 収 益 營 業 外 収 益 (農 業 集 落 排 水 事 業 費 用) 營 業 費 用 營 業 外 費 用 (個 別 排 水 处 理 事 業 収 益) 營 業 収 益 營 業 外 収 益 (個 別 排 水 处 理 事 業 費 用) 營 業 費 用 營 業 外 費 用	152,255,345 1,300,753 5,556,469 6,463,932,605 3,046,098,585 222,644,354 20,064,184 61,742,319 386,688,040 3,999,192 24,243,000
1,322,372,839	合 計	13,604,402,603
64,849,314		
29,176,597		
3,607,588		
975,275		

秋 田 市 公 報

